定款変更につき通知公告

当社は、平成二十三年三月一日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

平成二十三年二月十日

新潟県三条市旭町二丁目四番二九号

株式会社石鋸工業

代表取締役　石田　芳英

定款変更につき通知公告

当社は、平成二十三年二月二十五日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

平成二十三年二月十日

長野県伊那市上の原五三四〇番地

ゴトー電機株式会社

代表取締役　後藤ひとみ

定款変更につき通知公告

当社は、平成二十三年二月二十五日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

平成二十三年二月十日

岐阜県多治見市大原町五丁目九九番地の三

株式会社コミュニティタクシー

代表取締役　岩村　龍一

定款変更につき通知公告

当社は、平成二十三年三月十日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

平成二十三年二月十日

愛知県豊橋市大橋通二丁目一〇一番地

東海交通株式会社

代表取締役　青木　良浩

定款変更につき通知公告

当社は、平成二十三年二月九日開催の臨時株主総会及び同日開催の普通株主による種類株主総会の決議に基づき、定款を変更して、当社普通株式につき株主総会の決議によってその全部を当社が取得する旨の定めを設けることといたしましたので公告いたします。

なお、効力発生日は平成二十三年三月十三日です。

平成二十三年二月十日

大阪市北区梅田一丁目二番二号

株式会社公文教育研究会

代表取締役社長　角田　秋生

定款変更につき通知公告

当社は、平成二十三年三月一日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

平成二十三年二月十日

北九州市若松区浜町三丁目四番二号

双葉興産株式会社

代表取締役　丸林　晃

限定承認公告

本籍北海道石狩市花川北五条二丁目八三番地、最後の住所本籍に同じ

被相続人　亡　齊藤　昇

右被相続人は平成二十二年十月二十一日死亡し、その相続人は平成二十三年二月四日札幌家庭裁判所にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年二月十日

北海道石狩市花川北五条二丁目八三番地

相続財産管理人　齊藤友美恵

限定承認公告

本籍埼玉県さいたま市緑区原山二丁目二二番、最後の住所東京都大田区中央七丁目一五番一五号清健コーポ一〇三

被相続人　亡　岸野　真治

右被相続人は平成二十二年十一月八日死亡し、その相続人は平成二十三年一月三十一日東京家庭裁判所にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年二月十日

埼玉県さいたま市緑区原山二丁目二二番一五号パールハイツ原山七〇四号

相続財産管理人　岸野　勝

限定承認公告

本籍神奈川県横浜市青葉区つつじが丘二七番地五八、最後の住所神奈川県横浜市戸塚区名瀬町一二八番地サンシティ一四〇二

被相続人　亡　石原　丈士

右被相続人は平成二十二年十月三十一日死亡し、その相続人は平成二十三年二月一日横浜家庭裁判所にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年二月十日

東京都港区新橋三―四―八クレグラン新橋Ⅲ八階　限定承認者石原金忠

代理人弁護士　下島　正

限定承認公告

本籍愛知県海部郡甚目寺町大字上萱津字八剱二番地、最後の住所本籍に同じ

被相続人　亡　奥田　尚子

右被相続人は平成二十一年十月二十四日死亡しその相続人は平成二十二年一月二十六日名古屋家庭裁判所にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年二月十日

愛知県瀬戸市陶本町一丁目三一番地八　マルセビル三階　瀬戸旭法律事務所

限定承認者奥田敏之

右代理人弁護士　水野　秀志

限定承認公告

本籍京都府福知山市夜久野町千原一二七二番地、最後の住所大阪市西区京町堀一丁目一三番一七―五〇七号　被相続人　亡　足立　大司

右被相続人は平成二十二年十月十二日死亡し、その相続人は平成二十三年一月三十一日大阪家庭裁判所にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年二月十日

大阪府泉南郡熊取町桜が丘一丁目一一―一九　限定承認者　足立　正大

限定承認公告

本籍和歌山県東牟婁郡那智勝浦町大字南大居四五五番地、最後の住所兵庫県西宮市霞町三番二五―四〇一号　被相続人　亡　米地　睦

右被相続人は平成二十二年七月二十五日死亡し、その相続人は平成二十三年二月二日神戸家庭裁判所尼崎支部にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年二月十日

和歌山県東牟婁郡那智勝浦町大字南大居四五五番地　限定承認者　米地　誠子

米地誠子成年後見人米地孝

代理人弁護士　岡嶋　豊

（連絡先大阪市北区梅田一丁目一一番四―一二一二号大阪駅前第四ビル一二階）

出資一口の金額の減少公告

当組合は、平成二十三年一月二十七日開催の臨時総会において、出資一口の金額を三十万円から一万円に減少することを決議しました。

この決議に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当組合の直近の財産目録及び貸借対照表は当組合事務所に備え置いてあります。

以上、中小企業等組合法第五十六条の二第二項の規定により公告します。

平成二十三年二月十日

三重県桑名市末広町三七番地

テクノコア協同組合

代表理事　三林　典幸

正　誤

ページ	段	行	誤	正
平成二十二年十二月二十八日（号外第二百七十八号）厚生労働省告示第四百二十八号（厚生年金保険法第八十五条の二に規定する責任準備金に相当する額の算出方法に関する特例の一部を改正する件）（原稿誤り）				
五〇	上	終りから	九第十二項	第十四項
平成二十三年一月十八日九州地方整備局告示第八号（登録住宅性能評価機関の評価員の氏名を変更した件）（原稿誤り）				
七	上	一五	岡本　博	中嶋　章雅
同日九州地方整備局告示第九号（同）（原稿誤り）				
七	上	終りから一〇	岡本　博	中嶋　章雅

明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可

◉号外　二月十日付第二七号九六ページ

―ジ●同日付政府調達第二七号四八ページ

発行所　〒一〇五―八四四五　東京都港区虎ノ門二丁目二番四号　独立行政法人国立印刷局

電話　03（3587）4294

定価　一ヵ月一、五九六円（本体一、五一〇円）　本号一部　一三六円（本体一三〇円）　（配送料別）